

財団法人名古屋観光コンベンションビューロー寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人名古屋観光コンベンションビューロー(英文名「Nagoya Convention & Visitors Bureau」という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を名古屋市中区栄二丁目10番19号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、名古屋市及び周辺地域の産業、技術及び文化、歴史などの資源を活用し、コンベンション及び観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) コンベンションの誘致、開催及びそのための支援
- (2) 観光客の誘致及び受入
- (3) 国内外への名古屋の広報宣伝
- (4) コンベンション及び観光の企画及び調査
- (5) コンベンション及び観光に関する情報の収集及び提供
- (6) コンベンション及び観光に関する人材の育成及び啓発
- (7) 名古屋市からの委託による観光案内所の管理運営
- (8) 名古屋市からの指定による名古屋国際会議場の管理運営
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産として、指定して寄附された財産
- (3) 理事会で、基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理及び保管)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長

が別に定める。

2 この法人の基本財産のうち現金については、次の各号に掲げる方法により保管するものとする。

- (1) 銀行への預金または郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行または信託会社への金銭信託
- (3) 国債その他确实なる有価証券の取得

(基本財産の処分の制限)

第8条 この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事又は評議員現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、中部運輸局長の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第9条の2 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は理事長が作成し、毎事業年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、中部運輸局長に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第9条の3 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第9条の4 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に中部運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登録事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第9条の5 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、中部運輸局長に届け出なければならない。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 削除

第3章 役員等

(役員)

第12条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長4名
- (3) 専務理事1名
- (4) 理事26名以上33名以内

(理事長、副理事長及び専務理事を含む。)

(5) 監事 1 名以上 3 名以内

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか 1 名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 6 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を中部運輸局長に届け出なければならない。
- 7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を中部運輸局長に届け出なければならない。

(役員職務)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、この寄附行為の定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は中部運輸局長に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決により、その役員を解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第 17 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 常勤の役員報酬並びに費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(顧問及び参与)

第 18 条 この法人に、顧問及び参与 20 名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べる
ことができる。

4 参与は、この法人の事業遂行に関する重要事項について、理事長の諮問に応じ意見を述べる
ことができる。

5 顧問及び参与には、第 17 条第 1 項前段の規定を準用する。この場合において規定中「役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第 4 章 理 事 会

(構 成)

第 19 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第 19 条の 2 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第 19 条の 3 理事会は通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集等)

第 20 条 理事会は、第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催の日の 7 日前までに理事に通知しなければならない。

ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

第 21 条 削除

(定足数等)

第 22 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

(書面表決等)

第 23 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。
(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録は、議長が作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。
- 3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第25条 この法人に、評議員 30 名以上 40 名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に 応じ、重要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会は第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集する場合を除き、理事長が 招集する。
- 6 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(規定の準用)

第26条 第 15 条、第 16 条及び第 17 条第 1 項前段の規定は、評議員に準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

- 2 第 20 条第 3 項及び第 22 条から第 24 条までの規定は、評議員会に準用する。この場合、「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第 27 条 理事長は、この法人の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第28条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。

3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第29条 この法人に、事務局を設置し、理事長が任免する事務局長及び所要の職員を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第29条の2 事務所には常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 寄附行為

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 事業計画及び予算に関する書類

(4) 事業報告及び決算に関する書類

(5) 財産目録、正味財産増減計画書及び貸借対照表

(6) 許可、認可等及び登記に関する書類

(7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(8) 理事及び監事の履歴書

(9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書

(10) その他の必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、中部運輸局長の認可を受け解散することができる。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、中部運輸局長の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第33条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、中部運輸局長の設立の許可のあった日(平成 2 年 10 月 16 日)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第 10 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は、第 15 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、平成 3 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 21 条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立により、社団法人名古屋市観光推進協会の会費は第 28 条第 1 項の賛助会員として承継する。
- 6 この法人は、社団法人名古屋市観光推進協会の職員に関する権利義務の一切を承継する。
- 7 この法人の設立時における基本財産は金 435,000,000 円とする。

附 則

この寄附行為は、中部運輸局長の寄附行為の一部変更にかかる認可のあった日(平成 5 年 4 月 26 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、中部運輸局長の寄附行為の一部変更にかかる認可のあった日(平成 18 年 5 月 22 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、中部運輸局長の寄附行為の一部変更にかかる認可のあった日(平成 18 年 11 月 6 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、中部運輸局長の寄附行為の一部変更にかかる認可のあった日(平成 20 年 3 月 31 日)から施行する。